

○壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和58年10月1日

規則第4号

改正 平成11年3月15日規則第2号

平成13年3月29日規則第6号

平成13年8月31日規則第18号

平成14年9月27日規則第27号

平成16年9月17日規則第26号

平成18年9月28日規則第12号

平成20年3月31日規則第9号

平成20年9月29日規則第17号

平成22年9月1日規則第16号

平成28年1月6日規則第2号

重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成6年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金、一部負担金と基本利用料の合算並びに条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額等)

第2条 条例第2条第5項の規定による一部負担金は次のとおりとする。

(1) 受給者が3歳未満(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの期間を含む。)又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合 初診時一部負担金(医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円、柔道整復師に係るとき(乳幼児等医療給付事業を除く。)は初診1件につき270円)

(2) 上記以外の場合 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第67条第1項第1号の規定の例により算出した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額(基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第

14条の規定の例により算出した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項各号に定める者の区分にかかわらず、44,400円とし、令第14条第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第2項各号に定める者の区分にかかわらず12,000円とする。

- 2 前項第2号の場合であつて受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。
- 3 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第5条の規定による申請書は、重度心身障害者医療費受給者証交付申請書(別記第1号様式)及び重度心身障害者医療費受給者証交付申請世帯調書(別記第1号様式の2)又はひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(別記第2号様式)及びひとり親家庭等医療費受給者証交付申請世帯調書(別記第2号様式の2)によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身障手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神保健手帳
  - (2) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は養育している事実を明らかにすることができる書類
  - (3) 条例第3条第3号又は同条第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類
  - (4) 第2条第1項第1号に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。)にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によつて確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。
- 4 前項の規定により公簿等によつて確認する場合は、福祉医療費所得調査書(別記第3号様式)により行うものとする。
- 5 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者の登録及び受給者証の交付)

第4条 条例第6条の規定により受給者であることを認定したときは、重度心身障害者医療費受給者台帳(別記第4号様式)、又はひとり親家庭等児童医療費受給者台帳(別記第5号様式)に登録し、申請者に、その区分に応じ、重度心身障害者医療費受給者証(別記第6号様式の1から4まで)、又はひとり親家庭等医療費受給者証(別記第7号様式の1若しくは2)(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から7月31日までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給資格認定却下通知)

第4条の2 町長は、第3条の申請書を受理し内容審査の結果受給者として認定しないことに決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給資格認定請求却下通知書(別記第8号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の再交付申請)

第5条 受給者は、受給者証を汚損し、又は亡失したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(別記第9号様式)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 受給者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給申請書(別記第10号様式)を町長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給することを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書(別記第11号様式)により、支給しないことを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給申請却下通知書(別記第12号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(条例第4条第2項に規定する額等)

第7条の2 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第2項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)の規定の例による。

(届出)

第8条 条例第9条第1号の規定による届出は、氏名又は住所等変更届(別記第13号様式)により、同条第2号の規定による届出は、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給資格喪失届(別記第14号様式)により行うものとし、当該届書には受給者証を添付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 老人医療費の助成に関する条例施行規則(昭和58年規則第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(壮警町行政組織規則の一部改正)

- 3 壮警町行政組織規則(昭和59年規則第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成13年規則第6号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第2条及び第3条の規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第18号)

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第27号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第26号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第12号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第17号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第16号)

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとする。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別表(第2条関係)

第2条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

(1) 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得(1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。)とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。

(2) 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第3項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第3項及び第3条第1項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

